

茨城県警察施設広告掲出取扱基準

第1 趣旨

この基準は、茨城県警察広告取扱要領（以下「要領」いう。）第13に基づき、茨城県警察（以下「県警察」という。）が管理する施設（以下「施設」という。）への広告掲出について、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準において「広告」とは、広告掲出の許可を受けた者（以下「広告主」という。）が施設に掲出する文字又は画像で表示された情報をいう。

第3 掲出広告の基準

広告の内容が要領第5の基準に該当する場合のほか、次のいずれかに該当するときは、当該広告は掲出しない。

- 1 動画又は立体的な広告
- 2 音楽やにおいを発生させるもの
- 3 その他広告の表現として適当でないと県警察が認めるもの

第4 広告の掲出期間

広告の掲出期間は、1か月以上1年未満とする。ただし、県警察が認めた場合は、掲出期間を延長することができる。

第5 広告の募集方法

- 1 広告は、県警察ホームページ等により募集する。
- 2 1による募集は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができる。

第6 広告掲出の申込み

- 1 広告掲出を希望する者は、掲出開始希望日の20日前までに、茨城県警察施設広告掲出申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して県警察に提出する。
 - (1) 広告図案、文面及びその説明書
 - (2) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (3) 直近1年分の納税証明書（都道府県税事務所発行のもの）
 - (4) 誓約書（別記様式第2号）
- 2 広告掲出の申込みは、5枠以内とし、掲出場所については、別紙「広告掲出場所一覧」（以下「一覧」とする。）によるものとする。

- 3 広告の掲出期間延長を希望する者は、茨城県警察施設広告掲出期間延長申請書（別記様式第3号）を県警察に提出する。

第7 広告主及び広告掲出の決定

- 1 県警察は、第6により提出された広告について、第3に定められた基準に適合するかどうかを審査の上、適合すると認めるものについて申込み順により広告の掲出順位を確定して広告主及び掲出の可否を決定する。
- 2 県警察は、1により決定した広告の掲出又は不掲出について、茨城県警察施設広告掲出（不掲出）通知書（別記様式第4号）により、当該申込み者に通知する。

第8 広告の作成及び提出

- 1 第7により広告の掲出が決定した広告主は、第6により申込みを行った掲出場所及び枠の規格にあった広告を広告掲出開始日までに提出するものとする。
- 2 1により作成する広告に関する経費は、広告主が負担する。
- 3 県警察は、1により提出された広告の内容が第3に定められた基準に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

第9 広告掲出料

- 1 広告掲出料は、別紙「広告掲出場所一覧」のとおりとし、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 広告主は、1で定めた広告掲出料を県警察が指定した日までに、県警察が発行する納入通知書により掲出年度分ごと一括して前納する。
- 3 掲出期間が1か月に満たない場合は、日割計算により算出した金額とする。

第10 広告掲出決定の取消し

県警察は、広告の掲出が決定された後において、次のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲出の決定を取り消すことができる。

- 1 契約により定められた日までに広告掲出料が納付されないとき。
- 2 新たに第3に定められた基準に反すると判断したとき。

第11 広告掲出の取下げ

- 1 広告主は、自己の都合により、掲出中又は掲出予定の広告掲出を取り下げることができる。
- 2 広告主は、1により広告掲出を取り下げるときは、書面により県警察に申し出なければならない。

第12 広告掲出料の返還

- 1 県警察は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲出期間において当該広告を掲出しなかったときは、掲出しなかった日数に応じて契約により定められた広告掲出料に基づき、日割計算により算出した金額を返還する。ただし、当該広告を掲出しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しない。
- 2 1により返還する広告掲出料には、利子を付さない。

第13 広告の変更

- 1 広告主は、広告の内容を原則として月単位で変更することができる。
- 2 広告主は、1により広告を変更しようとするときは、県警察に事前に協議するものとし、第8の1に準じて広告を提出する。
- 3 2により広告を変更する場合は、第8の2及び3を準用する。

第14 広告主の責務

- 1 広告主は、広告の内容その他広告掲出に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告主は、広告の掲出により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

第15 協議

この基準に定めのない事項については疑義が生じたときは、県警察と広告主で協議する。

第16 その他

この基準に定めるもののほか、広告の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

茨城県警察施設広告掲出申込書

年 月 日

茨城県警察本部長 殿

住所又は所在地
申請者 商号又は名称
代表者職氏名

茨城県警察施設に広告を掲出したいので申し込みます。

なお、申込みに当たっては、「茨城県警察広告取扱要領」、「茨城県警察施設広告掲出取扱基準」の内容について承諾します。

記

1 掲出希望枚数 枚

※希望枚数以下でも希望する場合（希望枚数をすべてチェックすること。）

5 枚希望者	4 枚希望者	3 枚希望者	2 枚希望者
<input type="checkbox"/> 4 枚可	<input type="checkbox"/> 3 枚可	<input type="checkbox"/> 2 枚可	<input type="checkbox"/> 1 枚可
<input type="checkbox"/> 3 枚可	<input type="checkbox"/> 2 枚可	<input type="checkbox"/> 1 枚可	
<input type="checkbox"/> 2 枚可	<input type="checkbox"/> 1 枚可		
<input type="checkbox"/> 1 枚可			

2 掲出希望期間

年 月 日～ 年 月 日

3 連絡先

- (1) 担当者氏名：
- (2) 連絡先電話：
- (3) F A X：
- (4) e-mail：

4 添付書類

- (1) 広告図案、文面及びその説明書
- (2) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (3) 直近1年分の納税証明書（都道府県税事務所発行のもの）
- (4) 誓約書（別記様式第2号）

誓約書

年 月 日

住所又は所在地
申請者 商号又は名称
代表者職氏名

茨城県警察の各種広告への参加申請に当たっては、下記のとおり誓約します。

なお、これらが事実と相違することが判明した場合は、当該事実に関して茨城県警察本部が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

茨城県警察広告取扱要領の第4「業種又は事業者の基準」に定められたいずれの項目にも該当しません。

年 月 日

茨城県警察本部長 殿

住所又は所在地
申請者 商号又は名称
代表者職氏名

茨城県警察施設広告掲出期間延長申請書

茨城県警察施設への広告掲出の期間を延長したいので申し込みます。

記

1 掲出場所

2 掲出希望期間

年 月 日～ 年 月 日

別記様式第4号

茨城県警察施設広告掲出（不掲出）通知書

年 月 日

殿

茨城県警察本部長

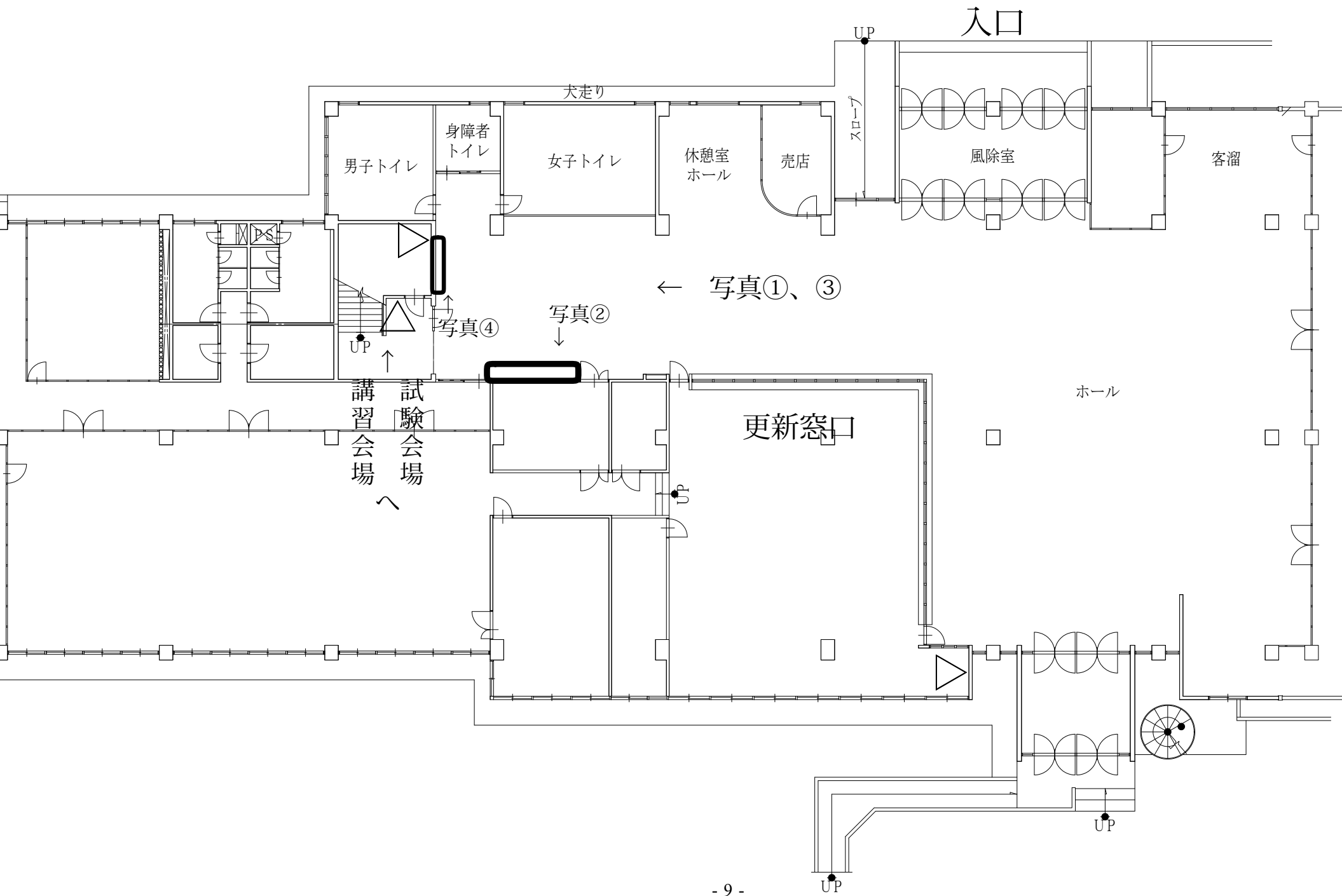
年 月 日付けで申込みのあった茨城県警察施設への広告掲出について、掲出（不掲出）を決定したので通知します。

別紙

広告掲出場所一覧

場 所	位 置	大 き さ	掲出料（月額）
運転免許センター	通路壁面	B 0 版 (縦 1,456mm、横 1,030mm) 以下	1 2, 0 0 0 円
運転免許センター	通路壁面	B 0 版 (縦 1,456mm、横 1,030mm) 以下	1 2, 0 0 0 円
運転免許センター	通路壁面	B 0 版 (縦 1,456mm、横 1,030mm) 以下	1 2, 0 0 0 円
運転免許センター	通路壁面	B 0 版 (縦 1,456mm、横 1,030mm) 以下	1 2, 0 0 0 円
運転免許センター	通路壁面	B 0 版 (縦 1,456mm、横 1,030mm) 以下	1 2, 0 0 0 円

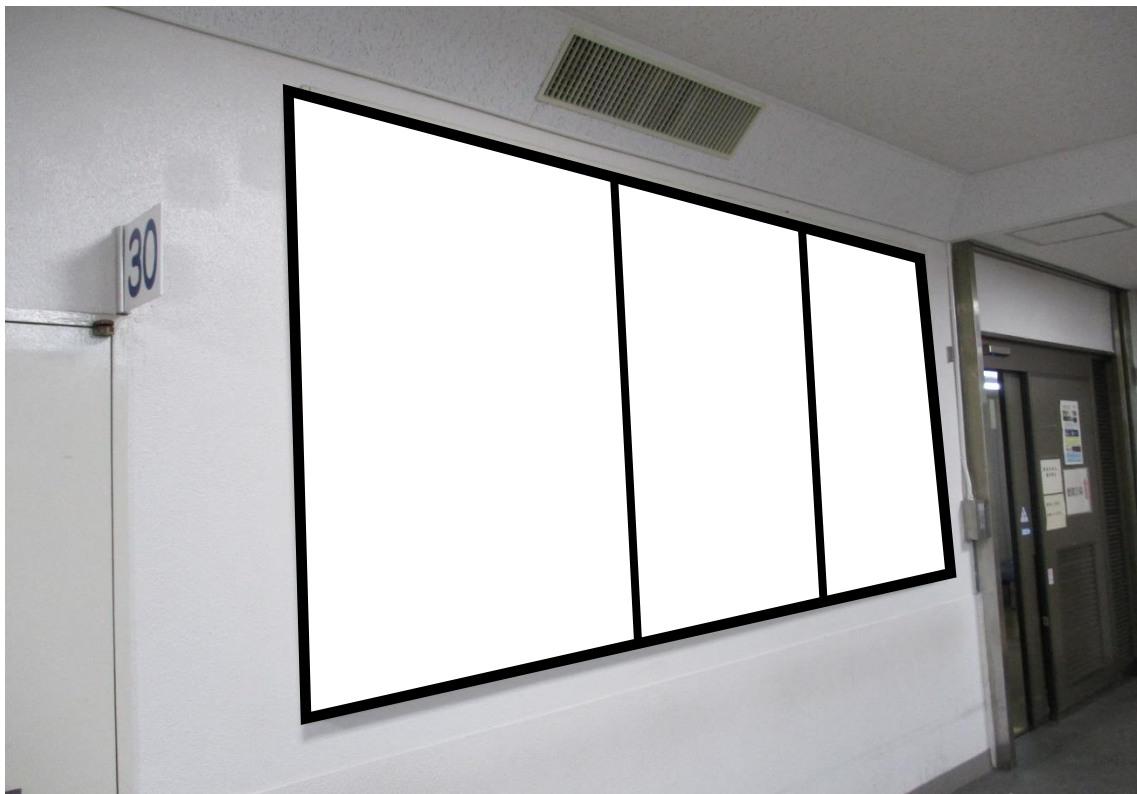
※広告を掲出する枠数の希望のみ受付。枠の場所については、原則として県警察が決定する。



写真①



写真②



写真③



写真④

